

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【公開番号】特開2018-206948(P2018-206948A)

【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2017-110744(P2017-110744)

【国際特許分類】

H 01 L 21/66 (2006.01)

G 01 R 31/28 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/66 B

G 01 R 31/28 K

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月10日(2020.1.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

被検査体に接触される複数のコンタクトプローブを有し、被検査体の電気的検査を行うためのテスターに接続されるプローブカードを有する複数の検査部と、

前記複数の検査部に被検査体を搬送し、前記被検査体を前記プローブカードの前記コンタクトプローブに接触させる搬送ステージと  
を備え、

前記搬送ステージは、

前記被検査体が載置されるチャックトップと、

前記チャックトップに接離可能に設けられ、前記チャックトップを移動させるアライナーと、

前記チャックトップと前記アライナーとの位置合わせを行う位置合わせ機構と  
を有し、

前記被検査体を前記検査部に搬送する際には、前記チャックトップと前記アライナーとは接続され、

前記検査部の一つにおいて、前記アライナーにより前記チャックトップ上の前記被検査体が前記プローブカードの前記コンタクトプローブに接触され、前記チャックトップはその状態に保持され、

前記アライナーは、前記チャックトップから分離され、他の前記検査部のチャックトップと接続されて、検査後の被検査体を搬送し、

前記位置合わせ機構は、前記チャックトップの下面および前記アライナーの上面の一方の複数箇所に設けられた拡径可能な位置決めピンと、前記チャックトップの下面および前記アライナーの上面の他方の、前記位置決めピンと対応する位置に設けられ、拡径していない前記位置決めピンの径よりも大きなピン挿通孔を有するピン挿通部材とを有し、

前記アライナーを前記チャックトップに向けて移動させて、前記位置決めピンを前記ピン挿通孔に挿通させ、前記位置決めピンを拡径させることにより前記チャックトップと前記アライナーとが位置合わせされることを特徴とする検査システム。